

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』

——ヘルニク研究序説——

出 口 勇 蔵

- 一 序——重商主義論について
 - 二 オーストリアの初期重商主義
 - 三 ヘルニクとその時代
 - 四 『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』の内容の概観
- 一 序——重商主義論について

オーストリアの官房学者の中からヘルニクを取り上げて、かれの経済思想について考えてみようとするのだが、この検討から予想ないし期待される成果の意味を、まず考えておきたい。わが国の重商主義研究は、経済史と経済学史の研究の中にあつて、めざましく成果をあげているものの一つであつて、外国にたいして誇つてよい研究分野だといえる。しかし率直にいつて、その研究の方向にたいして疑問をいだいているわたくしは、異見をのべる必要を感じてゐた。オーストリアの官房学という、学界からあまり顧みられないテーマをとり上げて、少し研究をすすめたのは、その必要に応ずるといふ心構えからでもあつた。

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』（出口）

わが国で重商主義思想の研究として大きな成果をあげているのは、大塚久雄教授の経済史研究の方向に賛同する人たちの研究であって、小林昇教授をその中心と考えてよい。小林教授は、かず多くの個別研究のほかに、重商主義の概括をすでに二度にわたって行なわれているから、そこでの教授の考えをまずたしかめておこう。⁽¹⁾

小林教授の見解では、「本来の意味での重商主義」とは「初期のブルジョア国家がその権力を用いて組織的に行なった原始的蓄積（本源的蓄積）のための政策体系」のことであって、その経済的な内容は国家権力の保護を受け（または要望して）生長し、独立の社会的な力となるまでの産業資本の生活史であり、その精神史である。したがって、重商主義とはいっても、歴史的な通念としての重商主義とは、相当地に大きなへだたりができてくる。通念としての重商主義とは、教授もいわれるように、近世の絶対主義国家が採用した経済諸政策の総体およびその間に生まれた経済思想をもふくめて考えるからである。ここでは、絶対主義の時代から市民革命までの時代の事実と思想とが重商主義の中からとりのぞかれてしまう。しかしとりのぞかれたこの部分にたいして、特別の呼び名は与えられていないようであって、イギリスの歴史主義者の命名にしたがって、それは *royal mercantilism* といわれているし、それは教授のことを裏がえして、「固有でない重商主義」といわなければならないものであるだろう。

この名づけ方からすぐに不審に思えることは、教授の重商主義が *parliamentary mercantilism* といわれて来たものと同じ内容をもつとされるのは当然であり、その内容の経済理論的意義を強調されることは傾聴にあたいするのではあるけれども、教授が重商主義の概念からとりのぞかれようとされる時代の事実や思想を、やはり重商主義と呼んでおこうとされるのは一体なぜだろうか、ということである。「本来の」という修飾のことばがあ

るかないかによって二種概念が区別されると思われるとすれば、それは論理的に不可解である。二つのものは同じ一つの類概念、重商主義にぞくするのだが、時代のうつりかわりとともに、royalとparliamentaryとの種差を生んだという解釈が常識的でありまた正しい。その後者が「本来的」であるにたいして、前者が未熟であるとか幼稚であるとかいわれるという程度の差異が教授によって考えられているとするならば大した問題ではないが、事實はそうでなく、前者における前期的資本と後者における産業資本との対抗関係こそが、「本来の」重商主義の概念規定にたいして本質的な契機となるとされるのであるから、重商主義の概念規定そのものの中に不審の点がよこたわっているのだ。

わたくしは、重商主義の一そう適切な定義をできると主張するつもりはない。けれども、すべて歴史上の通説というものが修正されるというのであれば、修正の結果、その通説の全貌が以前よりも具体的に把握されるのでなければなるまいと思うのである。重商主義の概念から絶対主義の諸政策を追放して、経済学的に整合的な理解がえられるとするならば、それも元より結構ではあるが、それ以前の事実や思想をば「蔽密な意味での経済学史の隣接領域として取扱う」などといって突きはなすような態度では、これもまたやはり抽象的だという批判をまぬがれることはむづかしくなるであろう。むしろ、新しい概念が重商主義概念として唯々ひとつの歴史的概念であるとするならば、それから排除されるべき事実や思想にたいしては同様に歴史的概念を以て呼び、そして後者から前者に移行するプロセスを明らかにすることが、重商主義の研究であるだろう。

つぎの疑問はこの点につながって起きる。小林教授は絶対主義は本質的に封建的なものとされ、その前期的資本との結びつきに注目されるのであるが、わたくしは、これまた歴史の通念に近づくことになるが、絶対

主義を近代的なものと考えたのである。そして前期的資本——この規定は産業資本以前の、資本の存在形態ということであるから、本質的に否定的な(消極的)な内容もち、歴史的概念としては十分に適合的ではない——の性質にかぎって考えるならば近代的でないかも知れないが、その新しい国家権力との結びつきから生ずる運動の幅と力とについてみるならば、絶対主義の下では、前期的資本も近代的な性格をもって運動したと考えねばならぬと思う。たとえばイギリスの一六世紀の中頃にかかれた、『イギリス国家福祉論』A Discourse of the Common Weal of this Realm of England をよむ者は、イギリスの絶対主義的権力とともに、一面にはそれに依存し一面ではそれに対抗していた、市民の力を、生き生きと実感して、その時代の近代的性格についてふかく考えさせられる⁽⁴⁾。また、経済の近代化が特に早くから行なわれたイギリスにかぎらず、少くともヨーロッパの目立つた国々のばあいには、絶対主義の下での経済政策を近代的と呼んで、それを重商主義の概念にとり入れることは必要であると思う。前期的資本の運動も、その資本が近代国家の権力という、新しい力との結びつきで起った以上は、すでに近代的な意味をもっているのではなくてはならないだろう。のみならず、資本主義が展開してその形態をかえてしまった現代資本主義の段階においても、絶対主義時代の経済政策の規準となった貴金属ないし本位貨幣の要求から全く自由であることができないことは、現代国家の権力が絶対主義的権力よりはるかに複雑な構成をもってはいても、両者に通ずる、近代国家に独特の性格をもっているのと同様であって、絶対主義を直ちに前近代的としてしまうならば、問題の中から重要な一面を落としてしまうことになるであろう。

このほかにも疑問の点はないが、教授の考えをみちびいている方法論にたいして意見をのべることも、
つとも重要であると考える。小林教授の重商主義論の方法論はマックス・ウェーバーのそれである。このことは

教授がウェーバーの名を出してのべておられるからだけではなく、大塚史学の方法論は基本的にウェーバーのものであることよって明らかである。わたくしは小林教授の重商主義論をウェーバーの方法論にもとづくすぐれた研究成果と考えるのであるが、同時に重要な批判の論点がそこに提出されているようにも考えざるをえない。以下に私見をのべて、教授や教授の意見に賛同される各位の示教をまちたいと思う。

小林教授においては、重商主義は初期の産業資本の運動と自覚と要求とが中心となつて一つの理念型にまとめられている。絶対主義の経済政策には、絶対主義的政治権力の要求と初期の産業資本と対立する前期的資本の運動とが組み合わせられているのであるから、重商主義の理念型には入れてはならないのだ。そしてその理由は、理念型は内部に矛盾とふくんでいてはならないという要請があるからである。この理念型においては、産業資本そのものはすでに生成し、与えられたものであり、ウェーバーのことばでいえば、Gewordenseinなのであって、その生成の過程そのものはそこでは問われえない。この点については、わたくしが以前の論稿であきらかにしたことであるからくり返さないが、ウェーバーの方法論によつておられる小林教授の重商主義論も、重商主義がいかに生成し変貌したかという歴史的過程そのものは明らかにされてない。歴史的研究において問題となるのは、理念型的にとらえられた重商主義が歴史のどの時代までさかのぼれ、またくだつては、どの時代までその根拠をどめるか、ということである。ウェーバーの方法論で「ゲネーシス」ということが問われるのは、Geworden-sein としての理念型が歴史のいつの時代から存在したかということであつて、その理念型そのものがどうして生成したかということではない。^(c)

わたくしは重商主義の通説を根拠づけることがわれわれにとつて必要だと考えるのであるが、そのことのため

には、重商主義の概念の中で、royal mercantilism から parliamentary mercantilism に移行する運動がふくまれているなければならない。重商主義をば市民革命期によって前後の二つの時期に分断して、後者を本来の重商主義とし、前者を「経済学の隣接領域として取扱」おうとするのではなくて、前者から後者への Werden の過程を含んでいるような、重商主義論が成り立たないものであろうか。重商主義は近代国家が生まれて商業資本があたりく活躍を開始して以来、産業資本の自由な運動によって社会が自動的に調えられ、国家権力はそれに応じて、保護、干渉から自由放任へとうつつてゆこうとするまでの経過の全体を覆う概念であるべきであらう。

このような考えをもち、歴史的な現象の成立について特に興味をいだくわたくしは、資本蓄積に関する機関研究を分担する一員となったとき、資本の蓄積の最初の段階をとり上げてみたいと考え、重商主義のはじめの段階について、調べることにした。そして、ドイツについて分担するようになったので、現在は学界からかえりみられることの少ない、オーストリアの官房学者の思想を敢えて研究の対象に取り上げてみた。本稿とそれにつづく論稿は、その手はじめとしておこなった、ヘルニクについての発表である。

最後に一言。執筆のはじめにこの研究の成立の事情をのべようとして、図らずも、小林教授の重商主義論にたいして批判のことはかきはじめになってしまった。あたらしい重商主義論を提出する自信もないのだから、失礼であると思うのだが、楽屋うらの事実を事実としてのべることによって研究の意図を告白し、教授のおゆるしと御示教とを待つものである。

(1) 小林昇教授の論説の一つは「重商主義」(一九五五年、東洋経済新報社刊『経済学大辞典』第三卷所収)である。これは二年のちに書きなおされて、未来社刊『経済学史研究序説』に収録された。他は岩波書店刊『西洋経済史講座』第二

巻にある「重商主義」である。なお、教授の意見を支持して、フランス重商主義の研究にすすんでいる吉田静一氏にも、重商主義の概論「重商主義政策」、講座国際貿易 Ⅲ 国際貿易、一三一—二四ページがある。

(2) 小林 昇「重商主義」『西洋経済史講座』Ⅱ、三八三ページ。

(3) 小林 『経済学史研究序説』 一七〇ページ。

(4) 出口監修『近世ヒューマニズムの経済思想』（京都大学総合経済研究所研究双書6、昭和三二年）には、この古典の全訳が収まっている。

(5) こういえば、ウェーバー自身が、理念型は発生的概念 *genetischer Begriff* だといっているのではないかといって、反問されるでもあろう。現に小林氏も自分の重商主義概念がウェーバーのいう発生的概念であることを指摘しておられる（『経済学史研究序説』一四六ページ）。しかし、この点もまたウェーバーの方法論の正しい理解から少しはずれているために起こることなのであるが、かれが「発生的」というのは、歴史的発生のことではなく、発生の論理的根拠を問うという意味である。だから、重商主義のばあいには、一定の論理をそなえた——つまり、初期産業資本の運動と自覚と要求とを論理の矛盾をまじえずに——事実と思想が歴史のいつ見つかるかというのがこの発生的概念について期待されるのであって、重商主義の発生それ自体が問われるのではない。小林氏は自分の考える「重商主義をこそ古典的タイプとなし、市民革命前においてもその生成が跡づけられねばならない」と書いておられるけれども（同上ページ）、この生成には初期産業資本の歴史的生成の意味をもたせるわけにはゆかないのである。また何処においてもこの意味での生成は説かれてはいない。ついであるがらいうと、マルクスが産業資本家や資本主義的小作人の *Genesis* を説くときには、これらの人格の *Werden* それ自体が問題なのであり、そこではこれらの人格が活動する背後の論理と生成の歴史との双方が統一的に考えられているのである。この考えを可能にするものは弁証法の論理であって、ウェーバーがよりどころにしている分析論理では、マルクスにおいてのように、論理と歴史とが結びつくことはありえない。

二 オーストリアの初期重商主義

トニーは晩年の研究書の冒頭に次のような文章を置いて、西ヨーロッパを中心としたヨーロッパ的世界を記

『その意欲にあらばオーストリアは万国を凌がん』（出口）

述している。「ローリーは名だかい文章の中で書いている。『海を征服するものは誰でも貿易を征服する。世界貿易を征服するものは誰でも世界の富を、したがってまた世界そのものを征服する』と。……貿易、海運およびマニユファクチュアが未来のエル・ドラドウだという確信は、一七世紀のはじめころには、政界と宗教界とにまたがる、一つの定説ドクトリンとなっていた。国家という国家はみな、方法こそちがえ、この定説を、調べをかえて打ちならした。それは宗教的な信念をゆさぶった動乱から力を強めて立上がった。一六〇〇年においてよりも一六五〇年の方が、また一六五〇年においてよりも一七〇〇年の方が、その定説の支配力はさらにつよく、その普及の範囲はさらにひろまった。⁽¹⁾」このことばは、一六世紀がおわり、一七世紀がはじまろうとしていたヨーロッパにおいて、重商主義がひじように普及していたことを物語る。しかし同じく重商主義といっても、ローリーが考えていたような「海洋重商主義」と「内陸重商主義」の間には相当大きな差別があったはずである。この二つの類型の重商主義は、それぞれの国家の自然的条件や生産力の発展段階や政治的情況や宗教的事情のことなるに依じて、個性的な様相を呈したけれども、概していえることは、海洋重商主義の方が内陸重商主義よりも先進的な展開をしめしたということであろう。一六世紀の末には、スペインから独立したオランダとスペインの海上制覇の権をうばったイギリスとは、着々として海洋重商主義の体制をきずき上げたのにたいし、内陸においては三十年にわたる戦争の惨禍はドイツ帝国においてももつともはなはだしく、社会の歴史的発展をおくらせるどころか、それに逆行する結果をすまねいた。三十年戦争において、ハプスブルグ家の威勢は地におち、代わりにブルボン家のフランスが武威を張り出した。

それ以来ドイツの支配者たちにとっては、祖国の復興がひとつの共通の念願、あるいは悲願となったのだが、

この悲願を達成する上に有力な働き手として期待をかけられたのが、まずは伝統にかがやく神聖ローマ皇帝を君主といたたくオーストリアであったことは、いうまでもない。⁽²⁾しかし伝統にかがやくがためにかえて、悲願達成の立役者となるにふさわしからぬ資格をそなえていたことも、同時に真実であった。それ以外には、二三の先覚の諸侯がフランスにたいしてドイツの小邦が大同団結するの必要を感じ、またそのための計画をめぐらしもしたが、宗教的、社会的諸条件は容易にその大望を実現させるわけのものではなかったのである。

オーストリアの近代化がいつはじまったかについて、歴史家の意見は一致していない。一致していないのが近代化という意味のとりようによってきまるからであることは勿論であるが、絶対主義的政治権力の成立を以て近代化のはじまりと解する人は、一六二〇年で区切る。その年には、フェルディナント二世（在位一六一九—一三七）をいただいたハプスブルク家は「ワイサー・ベルクの戦い」で他の封建諸侯を制して、上級支配権を掌握し、それ以後、世襲領地の不可分制や長子相続制その他の政権確保の手段がとられたからであるとい⁽³⁾う。この意見に賛成するとすれば、オーストリアは三十年戦争とともにその近代化への端緒についたとい⁽³⁾うことができる。そして、その戦争の結末がドイツ帝国に惨澹たる戦禍をもたらしたのであるから、ドイツ帝国復興の要望はその近代化への要求と重なり合っていたといえる。

そのころ、オーストリアにおける前期の官房学を代表する三人の人が生まれていた。ベッヒャー Johann Joachim Becher (1635—82) ヴルニク Philipp Wilhelm von Hörnigk (1640—1712) およびシュレーダー Johann Wilhelm von Schröder (1640—1688) がその人たちである。かれらはともにドイツ生まれであったが、みなオーストリア帝国のために考え、オーストリア帝国のために仕事をした。それはオーストリアが、その地理的・歴史

的事情のゆえに、政治的に特殊な重要性をもっていたところであったからであり、かれらの思想はこの点を無視しては正しく理解せられない。この三人のうち、思想家としてもっとも特色をもっているのはベッヒャーであり、近年かれに関する研究は相当に多く現われてもいるが、ここには、研究の手はじめとして、ヘルニクをとり上げてみたいと思う。ただし、当時の文献を読解することには相当な困難をとまなうから、主著を一つだけとって考えても、ベッヒャーの著述『政治論考』*Politischer Discurs von den eigentlichen Ursachen dess Auf- und Abnehmens der Städt, Länder, und Republiken, in specie, wie ein Land folchreich und nahrhaft zu machen und in eine rechte Societern ciuilem zu bringen*, 1668 とヘルニクのその『意欲だにあらばオーストリアは万国を凌ぐべし』*Oestereich über Alles, wann es nur will*, 1684 とを比べてみるならば、その大きさからいっても、その文章から考えても、またその思想の幅からいっても、ベッヒャーの方がはるかに複雑であつて、研究の手はじめには不適當であるに對して、ヘルニクの方は、思想内容を把握するのに簡便容易であるからである。またヘルニクのこの主著は、その表題に耳目を奪うことばがつづられているがためになじみ深いものであるにかかわらず、その内容の必らずしも十分に理解されてはいないおそれもあるから、今日でもそれをわが国の研究者や読者に近づけることに、なおいくらかの意義があると思えるからである。経済史的な研究のまずしい現状にもかかわらず、あえて研究の一端をここに発表しようと思うのはこのような事情からである。

- (1) R. H. Tawney, *Lionel Cranfield as Merchant and Minister*, 1958, p. 3. ここでターニーが重商主義をどう理解していたかを、紹介しておこう。かれは、重商主義という用語が今日でもなお用いられるべしとするならば、重商主義は、時代により国によつて、内容と方法とがかわつていった。けれども、さまざまな種類の間にみられるひとつの區別は、ふつうに受けているよりも深い注意をほらうべきである。それは重商主義政策の權威主義的な型 *authoritarian versions*

とその実業界版 *business varieties* との区別であつて、前者は、そもそもはじめは支配者の財政的の必要に應じるために考え出されたものであつて、——イギリスのことだけについていうなら——その堂々たる、しかし短命な見本は、長じてはチャールス一世の治下で不人気な存在と化した。後者は商業諸階級 *commercial classes* の利益にたいする関心によつてうながされたもので、長い歴史を経てきたものであることはいうまでもないが、王政復古の時に目立って成熟した。

『シティーは国王の私室だ』というのが前者のモットーであつた。もしも商人たちが思い思いに貿易と貿易振興策とに気を配るのであるのなら、大蔵省も自分のことは自分でやろう、というのが、後者の議論であつた (*ibid.* p. 284)

(2) I. Bog, *Der Reichmerkantilismus Studien zur Wirtschaftspolitik des Heiligen Römischen Reiches im 17. und 18. Jahrhundert*, 1959. この書物の紹介は、『経済論叢』第八十九巻第二号 (昭和三七年二月) におつて、高橋正立・犬伏宜宏両氏によつて行なわれている。

(3) Fritz Wagner, *Europa im Zeitalter des Absolutismus 1648—1789*, (1948) S. 99. この意見にたいして、『約一世紀ののちにやつと』オーストリアの近代化ははじまつたとする意見もある。たとへば Max Beloff, *The Age of Absolutism 1660—1815* (1954) p. 116. がその一例であつて、ペーロフは、カール六世が即位した一七〇五年だといつてゐる。この見解の相違は絶対主義の国家を、王朝を中心にして考えるか、新しい国家形態を中心にして考えるかにあるといえる。ワグナーもカール六世の治下にオーストリアの国家権力が飛躍的に強大となることを認めてゐる。わたくしは第一の意見に賛しておきたい。イギリスを例にとつていえば、前者はバラ戦争のおつた一四八五年にあたり、後者はヘンリ八世が即位した一五〇九年に比べられるといえようか。

三 ヘルニクとその時代

ヘルニクの主著を論ずるまえに、ヘルニクの時代とその人について、簡単に記すことにしよう。

なきに一言したように、フェルディナント二世——かれは人も知るワレンシュタイン將軍の主君である——によつて絶対主義への道が開かれて以来、全体国家理念 *Gesamtstaatsidee* という新しい国家の思想が生まれ、

『その意欲だにあらはオーストリアは万国を凌がん』(出口)

中央集権化はいよいよ強固になったが、かれの孫、レオポルド一世(一六五八—一七〇五)が統治していた一六八三年は、この国家の新らしい出発の年であったといえる。その新らしい出発をうながしたのは、帝国にたいする外からの政治的脅威であった。すなわち、西においては太陽王ルイ一四世のライン河地域の侵略があり、東においてはオスマン・トルコの攻撃があつて、フェルディナント二世の治下に主都と定められたウィーンの都がトルコ軍の包囲を受けるという事態が発生し、オーストリアの政治的独立が現実におびやかされるに至つたのである。西からの圧迫は、フランスに対抗してドイツを政治的に統一することが、ドイツ語を話す人間として必要であることを痛感させたが、それはキリスト教的ゲルマン的世界の内部においてのことであつた。しかし東からの脅威は、キリスト教的ゲルマン的世界そのものの存在が東洋的世界によつておびやかされることであつたから、それは一層悲痛であつたといわねばなるまい。その脅威から自己を保護することは、ただにハプスブルク家の支配権のみのためではなく、またドイツ人の生命の安全のためでもなく、ヨーロッパ的世界の存続のためであるから、キリスト教的ゲルマン的世界の内部で利害の対立をもつ国家も日ごろの敵意を忘れて、共同の敵手、異教徒イスラム人に立ちむかうべきではないか。その戦いは近代的な十字軍というべきものではないのか。このように考えるオーストリアの人たちには、ドイツの西辺にせまるフランスに対する敵意はますます募つてくるのであつた。

一六八三年九月一二日のカーレンベルク *Kahlenberg* の戦闘で、ドイツ民族の三分の二の兵力が参加してトルコ軍と戦い、ついに敵を敗走させ、その翌年七月から一六八八年九月までにつづいた第一次トルコ戦争によつて、ヨーロッパは異教徒の侵入を防ぐことができたのであり、そのとき以後、オーストリアの国家は東部の経営に力をそそぐことになり、そのことが逆に、北ドイツにおけるプロイセンの興隆を助長する結果となつたのであるが、

その間の事情は、いまのわれわれには直接必要ではない。ここで注目すべきことからは、トルコとの戦いを契機として、フランスにたいする敵意をぶちまける文書がかず多く出版されたということである。そしてこの氣運にたいして先鞭をつけた人は、ここでとり上げようとするヘルニクであつたらしい。かれは一六八二年に、『フランコポリータ論文』⁽¹⁾ Franco-polita Schriften と呼ばれている、三部の小冊子を書いて、オーストリアがフランスとトルコにたいして、政治的・経済的に独立する必要があることを強調した。これらの文書にうながされて、同種の時事論文が多数おおよけにされた。⁽²⁾ そのなかにはヘルニクの名著とよく似た表題のものもあり、⁽³⁾ これらの刺戟によつて、こんどは、かれの名著の表題が決まつたと考えられる。

さて、ここで簡単にヘルニクの生涯について書いておく。Philipp Wilhelm v. Hörnigk の生涯は必ずしも明らかではなく、断続的にたしかめられるだけである。⁽⁴⁾ 生まれはフランクフルト・アム・マイン市、出生の日は一六四〇年一月二三日である。父はルードウィヒ Ludwig von Hörnigk (1600—67) といい、はじめフランクフルトで医を業とし、のちにウィーンにおいてカトリックに改宗、一六四八年から故郷の町で帝国図書館寮に入り、五〇年以後はマインツに住んで大学の医学部に籍をおいた人だといわれる。当時、マインツは政治的・精神的にドイツの中心の一つであり、その地の選帝侯、シェーンホルン Johann Philipp von Schönborn (1665—73) やかれを補佐したポイネブルグ Johann Christian von Boineburg——この人はライプニッツをマインツに招いた人である——などは、ドイツ人の尊敬のまゝであつた。

われわれの著者はこの人の十六人の子供の中の第二子であり、マインツとインゴルシュタットとにおいて教育

を受けたが、ドクトルの称号は獲得したとは思えない。マインツにいたるときに、二〇年下の妹、Maria Veronika がベッヒャーと結婚したため、この異常な才人で言動が奔放であった人と義兄弟になり、ともにウィーンに出て銀山を経営したこともあったというが、一方では、ドイツの宮廷の門を往来して政治的にも活躍した、スペイン生まれのフランチェスコ派の司教、スピノーラ Christoph Royas (od. Roxas) y Spinola (1625—95) にともなわれて、ドイツの諸侯と時務を議するところもあった。その後、オーストリアの外交官、ランベルク伯爵、Graf Johann Philipp von Lamberg (1651—1712) につかえて、秘書 Geheimsekretär としてベルリンとドレスデンに滞在した。かれの任務は、ブランデンブルクの選帝侯、フリードリッヒ・ウィルヘルム一世にフランスとの友好関係を解くこと、および、皇帝を援助して、ブランデンブルクとザクセンの支配的身分を、トルコ軍との戦いに参加させようとするのであったが、これらの任務はもとより容易ではなかった。しかしほぼ三年のあいだにヘルニクがしめた外交的才能は皇帝の嘉賞するところとなり、皇帝直参の役につくはなしもあったが、それは成らず、結局、またランベルクが八六年にレーゲンスベルクでの帝国議会にたいする皇帝の主席使節 Kaiserlicher Prinzipal-Gesandter に任ぜられたとき、かれに随行し、またその主人が八九年にPASSAU の侯爵司教 Fürstbischof になると、ヘルニクはその顧問官 wirklicher Geheimer Rat としてその地に赴いて、文書課長 Archivar を併任され、主人が一七二二年に死ぬまで、そしてそれ以後は新任の司教の下で、同じ仕事を忠実に遂行した。⁽⁶⁾

つぎに、ヘルニクが主著を執筆した以後にあらわした書物としては、一六八八年に『ブリグレギエン論文』*Privilegienschrift* があり、論文としては、主著の第一附録とした『陸軍設置案』*Unvorgreifliches Projekt, zu*

Stellung einer Armee von hundert Tausend Mann aus den Kaiserl. Erb-Ländern のほかに、国法学上の研究でかれの執筆にかかるものかと思われる「二三の論稿があるが、いづれも出版されなかった。——要するに、ヘルニクは外交に能力をしめた官吏であつて、晩年は主に文書にしたしんで、静かな学究生活を送つた人であつた。かれが山師とも見まがう奔放な義弟、ヘッヒャーとかれの遺族との悲惨な生活を目の当たりにみたことが、公けの舞台から退いて、このような生活をえらばせた一つの原因だつた」ともいわれている。

(1) 『フランコポリータ論文』と云うのは三部の小冊子がある。その名をあげると——

“H. G. D. C. Francopolitae Wahrer Bericht Von dem Allen Königreich Austrasien usw.” “H. G. D. C. Francopolitae Wahrer Bericht Von dem Allen Königreich Lothringen usw.” “Franco-Germania. Das ist H. G. D. C. Francopolitae Wahres Frankreich od. Bericht von dem Königreich Germanien usw.”

これらの文書に見える著者名の H. G. D. C. と云うのは Hippophilus Galeacius de Cornelles の略記号であり、フランコポリターと云うのは、(一) 著者の生地フランクフルトと (二) ドイツ人がカール大帝当時の古フランク王国の後継者であるべきことをしめす語であるという。なおここで著者はシエトラスフルクに侵攻したフランスを憎むと同時に、オーストリアが「トルコ人にならざる外壁」であることを強調し、後述の主著にもおられた思想の要点はすでにほぼ現われている。(ついでに事實にこいては Heinrich Gerstenberg; *Philipp Wilhelm v. Hörnigk* (Jahrbücher für Nationalökonomie u. Statistik, 133 Bd. III. Folge 18 Bd. 1930. II, SS. 813—71 に詳し。)

(2) これらのパンフレットから主な表題をかかげて、その内容を推察していただく。① 『フランス人が最近言明した平和愛好について率直な愛国者がいづく管見』 “*Eines aufrichtigen Patrioten Einfallige Gedanken über die Friedfertigkeit, So die Franzosen……jungst an den Tag gegeben*” (1682) ② 『あやまった和平によつて、フランス王国は繁榮し、神聖ローマ帝国は地に墜ち、オランダ合衆国は危殆にひんする状態になつた理由を根本的に開明す 開陳者、ホリゴールム・マンムンエ』 “*Gründliche Anzeige Warum die Krohn Frankreich in so machtigen Flor, das Römische Reich auf dem Falle und die Vereinigte Niederlande auf dem Verlust durch einen übel getroffene Frieden stehen. Entdeckel*

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』(出口)

durch *Politorum Warmund*" (1683) ③ 『支配欲のやゝ多し』 "Das Regierstüchtige Frankreich" (1684) ④ 『賢明ならば、ドイツはフランスを凌ぐ』 "Teutschland über Frankreich Wenn es klug seyn will" (1684) ⑤ 『フランスの恥を知るべし』 "Frankreich, schäme dich!" (1685) ⑥ 『フランスが万国を凌ぐなどという言ひはあやふし』 "Frankreich über alles, wenn es nur könnte" (1685) ⑦ 『フランスのやゝ加減にせよ』 "Frankreich, wäge nicht zu viel!" (1686) ⑧ 『フランスのやゝ弄はれたチヤム』 "Das von Frankreich verführte Teutschland" (1686) ⑨ 『ドイツ万歳』 "Exulla Germania" (um 1688) ——これらの小冊子のうち、④については、ヘルニクみずから、主著を執筆する機縁を与えた書物であると、告白している。主著の第二章のはじめをみよ。

③ 前の注における④および⑥の表題に注意。なお、出版年度は不詳であるが、『その意志のあるならば、ドイツは近隣の諸国に對して力あり』 "Teutschlands Macht Gegen Angränzende Königreiche und Länder, Wenn es solches Thun will" という表題のものもあったさうである。しかし、ヘルニクの主著の表題には、それら類似のナンブレット以上に、重要な意味がこめられていたと考えられる。これはやがて明らかになるであらう。ところで、いま一冊「ヘルニクがこの書物を書く機縁を与えたものがある。それはクラフトという人の『ドイツ・メヌファクチュール考』Johann Daniel Krafft (auch Crafft) (1624—97), *Bedenken von Manufacturen in Deutschland, durch rechten Grund und würclichen Proben vorgestellt, und gemeinem Valerlande zu gute, herausgegeben von Dem Liebhaber gemeiner Wohlfahrt, Jena, 1683* であつて、ヘルニクはこの書物について主著の中で言及している。またこの著者がヘルニクとライプニッツとの交渉を媒介しているという事情もあつて、この書物は調査にあたいするものである。

④ ヘルニクは姓のつづりも一定して考えられていなかった。それは、かれが匿名で著述することが多かったことにもよるのだが、これまでに Hatnck, Horning, Hörningk, Hornick, Horningk などつづりがあったが、イナマ・ステルネツクの先駆的研究によつて、Hornick が正しいとされた。しかし、上掲のゲルスステンベルヒの詳しい調査によつて、今日では、Hörnigk とつづるものが正しいとされるようになった。

⑤ 一六八四年一月には、皇帝はヘルニクに「皇帝秘書」の肩書を与え、年金三〇〇グルデンを給した。そのうち、かれを帝国財務官 Reichsfiskal または皇太子秘書に任命する動きもあつた。しかしオーストリア本国で地位がえられなかつたようであつて、その理由は、宮廷がかれに好意をしめさなかつたことであつたらしい。オーストリアの宮廷が官房学者

たちを嫌ったのはヘルニクについてだけいえるのではなく、ベツヒャーもシニレエダーもヘルニクと同じ経験をしたということがある。宮廷貴族と絶対主義権力との関係を知る一材料であるだろう。ヘルニクがパッサウにいた二五年の間にしめた学問的な業績には『ロンズドルフ法典』の発見や一般国法学に関する著述がある。

ヘルニクはライプニクと親しく交わった。この二人の関係は相互にとりかわした手紙や共通の友人クラフトの手紙などによって知られるのだが、この点は、本稿では一切ふれないでおく。

四 『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』の内容の概観

さて、これからわれわれは一六八四年に公刊されたヘルニクの主著に若干の分析を加える。しかし、表題のみ有名でその内容の知られるところはあまりない書物であるから、はじめにこの書物そのものとその内容の概要とを紹介しておくことは、わが国の学界にとって無駄ではない。わたくしのテキストは、京都大学のビュッヒャー文庫に属する、第十版であって、発行所はフランクフルトとライプツィヒである。

その表題を全部かかげると以下の通りである。

『P・W・V・H著／その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん／またの名／国土経済をととのえることにより、皇帝の世襲領地を、日ならずして、ヨーロッパのすべての国よりも引き上げ、それらの国のあるもの以上に、他国からの独立を増すための、善意のある提案／附録、オーストリアの国土経済と官房収入のもっとも容易な増加とに関する非党派的な思想／最新版／フランクフルトおよびライプツィヒ、一七五〇年。

Oesterreich/über/Alles, wann es nur will:/ Das ist: / Wohnmeyrender Fürschlag, / Wie, mittelst einer wohl-bestellen/Landes=*Oeconomie*,/die Kaiserl. Königl. Erb=Lande in/kurzem über alle andere Staaten

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』(出ロ)

von Fu=/ropa zu erheben, und mehr als einige dersel/ben von denen andern independent zu/machen./
Zum welchem noch ein Anhang, von unpartheyi=/schen Gedanken über die Oesterreichische Landes=/
Oeconomie, und leichteste Vermehrung der Cammer=Gefülle, beygefügt worden./Neueste Auflage./von/
P. W. v. H./Frankfurt und Leipzig. 1750/

本書の内容についていとうと、ヘルニクの執筆にかかるものは、以下に章ごとの表題をしめす本文と『皇帝世襲領地から十萬の陸軍を整備する適當な計畫案』Unvorgreifliches Project zu Stellung einer Armee von hunderttausend Mann aus den Kayserlichen Erbländern とだけであつて、その他の附録も序文も不明の他人が書いてゐる。本文は三十三の章から成るが、それらの表題を簡単にしめすと次のようになる。

第一章 著者の意圖と表題の弁明

第二章 本著述の機縁 ドイッは国内のマヌファクチャーと商業とを興すにあたつて、率先者がほしいこと 率先者として皇帝陛下以上に良い方はおわさぬこと

第三章 現在の戦乱のもと、国土経済を論ずべきかどうか

第四章 国土経済に関する従来の提案者に、内外の商人が妨害を加えたこと

第五章 本書ではいかなる商人が考えられているか

第六章 提案者たちには宮廷からどんな妨害があつたか

第七章 子孫は生業において祖先よりも励むべきではないか

第八章 国土経済について一般に考慮すべきこと

○第九章 国土経済の九つの主要原則

第十章 皇帝世襲地の自然富源と人間の生存のために発掘すべき財貨

第十一章 皇帝世襲地における財貨の不足と損耗

第十二章 皇帝世襲地に出入する財貨のバランス

第十三章 このバランスから引き出される結論

第十四章 世襲地が過剰な自然富源をもつばあい、貨幣の欠乏は大目に見るべきだという、誤まった非難

第十五章 ドイツ人、とくに皇帝世襲地の住民は、商業とマヌファクチュアにたいして生得の理解と技能をそなえていないかどうか

第十六章 正しい国土経済の第一原則はどの程度に守られるか

第十七章 第二および第三の経済原則の守られ方について

第十八章 国土経済のその他の六原則はどこまで守られるか

第十九章 世襲地の経済が赤裸々にしめされることが望ましいかどうか

第二十章 不正な国土経済の改革は何人から期待すべきか

○第二十一章 国土経済の改革はいかにして適切に行なうべきか

○第二十二章 第五原則の実施は外国の四主要製造品、すなわち、絹・羊毛・リンネル・フランス商品の禁止によって始めらるべきこと

○第二十三章 外国製造品の全面禁止以外の穏便な手段をとってはならぬ理由

○第二十四章 外国商品禁止に対する抗議に答えられるか

第二十五章 リンネル・毛織物マヌファクチュアの世界領地への導入が、世人の思うような困難を伴わず、必要な原料

『その意欲にあらばオーストリアは万国を凌がん』(出口)

と労働者とが十分に恵まれて始められること

第二十六章 撚糸や絹が有利に出そうごと

○第二十七章 国内の製造品が外国品に劣らぬようと、国内製造品の品質をどうして高めるべきか

第二十八章 同職組合の規制、世襲領地に来往する外国人の職人や前貸人の優遇、信用と前貸資本の安全、前貸会社の設立

その他

第二十九章 フランス商品の必要な輸入について

第三十章 各製造業は世襲領地のどの地に設けらるべきか

第三十一章 外国品の禁止と国内主要製造業の設立によって生ずる結果を挙げ、それ以外の国土経済原則の実施にふれる

第三十三章 帝国商業会議所の設立

第三十三章 帝国世襲領地は、意欲するならば、独立性の程度において、ヨーロッパのすべての他の国家に優越する

以上が本文の内容目次の概略である。章の頭について○印の意味は註(一)によって知っていただきたい。一読してわかるように、ここではドイツの国土の復興が国土経済 Landes=Oeconomie の改革によって企てられようとしている。そして、改革の主体・改革の原則・改革原則の実施案・改革にもなつて必要となる新しい経済制度の設立、そして最後に、改革のあとでドイツの政治経済に現われる結果の予想をしめして、オーストリア人と国家に奮起をうながしているのである。したがって、本書は本質的に時務策であり、経済政策論であることはいふまでもない。けれども、すべて経済政策論がそうであるように、提案者の頭の中には、国土経済にたいする一般の見方ないし理論的なヴィジョンがふくまれている。また、歴史的な対象把握は本書には行なわれていないけれども、当時のドイツやオーストリアにたいする現状把握があやまっていなことが、政策的立言の前提

として存在する。われわれは本書の内容を経済学体系のワクの中にあてはめて、ワクの中にはまる部分を整理し、はめるべき叙述がないならばそれを確認して、この政策論を経済学的に整頓し、その思想の特色を認識し、その思想を生んだ空間的な事情と時代的な制約とを明らかにしなくてはならない。⁽¹⁾これが、本稿とそれにつづく論稿においてわたくしが意図するところである。

さてヘルニクの原著の表題は、類似のものが時論的小冊子に見られたとはいえ、格別に刺戟的であって、その政治的に激越な内容を予想させるに十分であり、またその影響は詩文に歌にも顕著にあらわれたから、書物の名だけは、弘く人の知るところとなってしまうだけに、かえて、この書物の真の内容が予断せられ、したがってまた誤解される危険をはらんでいるといえる。⁽²⁾したがって、この書物の内容をあやまりなく理解することが、さしあたっての問題となるだろう。

ここではとりあえず、表題の意味するところと著者の意向とを説明して、本書の内容を一般的にあきらかにしておこう。

まず、オーストリアと著者がいつているのはどの範囲の地域をさすのが問題となるだろう。第一章のはじめにせめられるところによれば、本書にオーストリアというのは「世界に愛され、ドナウ河の兩岸にのびたオーストリア大公領地」のみではなくて、「ドイツ・オーストリアの皇族領地」das Teutsche Oesterreichische Erztz Haus の一切、「ローマ帝国の内外にある皇帝世襲領地および諸ラント」es sey inn oder aussershalb des Römischen Reichs gelegene Erb-König-reiche und Länder したがって、ハンガリーをふくむ、広い領土のことである⁽³⁾とここでこの地域を経済的に考察するといふばあい、何が考察の中心にすえられるのであろうか。

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』(出ロ)

ヘルニクのばあいには、それは国土経済 Landes-Oeconomie と名づけられるものなのである。国土経済と呼ばれるもの内容については、後に詳しく検討することにして、ここではそれが「官房経済」Cameral-Oeconomie と非常にちがったものであることがヘルニクによって意識されていたことだけを、⁽⁴⁾のべておこう。

つぎに「万国を凌がん」というばあいの「優越性」Uebertrefflichkeit とは何かというのに、それは「人間の必需品および便宜品の、他の国民から独立した、現実的な、または可能な、超過額で、金および銀という形におけるもの」der von andern Nationen independirenden, es sey wirklich gegenwärtigen, oder doch möglichen Ueber-fluß menschlicher Nothdurften und Bequemlichkeiten, in specie Goldes und Silbers である。⁽⁵⁾ われわれはこの規定の意味をつぎのように考えてよいだろう。国家の他国家より優越しているというのは、まず第一に、人間の必需品および便宜品が、他国の支配を受けずに、自国の自由になる形において、あり余っていることであり、第二に、その超過額は、現実に目にみえる形としてあるばあいもあり、現実には存在しないけれども将来には現実的となるという保証が与えられているばあいもあると考えられていることである。だから優越性とは、ヘルニクにおいては、政治的な優越性のことでは全くなく、もっぱら、経済的な優越性を意味していることに、まず注目しなければならない。そして優越性の指標となる超過額とは、使用価値物が国民の必要をこえてありあまっていることであり、後に説明を加えるとおり、Balans Bianca のことである。しかもこの超過額が同時に金および銀という形態のものであるということは、それらの使用価値物が同時に交換価値をもっていて、貴金屬といつても交換される形態にあるということであるから、それらが「貨幣としての貨幣」(マルクス)の形態になつて

いるということの意味するものでなければならぬ。つぎに、この超過額が現実態としてのみならず、可能態としても考察されていることは、商品形態と貨幣形態との相互転換というダイナミックな運動があることを認識しているからだといわねばならない。国家の富は退蔵貨幣としての貴金属では決してないのである。最後に、この超過額が他国から独立した形においてあることが必要条件だとされているのは、近代国家における富のあり方を端的に物語っているだろう。要するに、この優越性の規定からわかることは、富は貨幣であるという重金主義の思想が非常に明瞭にあらわれているということである。⁽⁶⁾つまり、オーストリアの国家優越性とは富あるいは「貨幣としての貨幣」のバランスが、絶対主義国家であるオーストリアを中心として構想されようとするのである。したがってここでは、政治的な優越性が問題となるにしろ、それは経済的な優越性によって裏うちされていることが、はっきり知られているのである。

さて、ヘルニクの経済改革の概略をしめそう。まず問われるべきは改革の主体であるが、かれはドイツの経済改革には誰かが先駆者とならねばならないが、いままでは、「ドイツ全体を見わたして」ローマ皇帝陛下以外にはその人はいない。陛下の治める地域はみな同じ忠順さで唯々ひとりの首長に好意をよせており、互に境を接し、いわば唯一の「自然体」*natürlicher Leib* を形づくっており、互に他の不足をおぎなうという関係にあり、ヨーロッパにおいて「小さい世界」*eine kleine Welt* のようにそれ自身において自立しうる国家であるからである、とヘルニクはいう。⁽⁷⁾このように主体の決定は非常の簡明であって、この結論の生まれる根拠は詳しくしめされようとはしない。絶対主義的官僚の信念の表白というべきであらうか。

ヘルニクは国土経済には九つの規則があるという。それらはつぎのものである。

『その意欲だにあらばオーストリアは万国を凌がん』(出口)

第一 国土調査。農耕可能な土地を調べ、なかんづく、金・銀を発掘する費用を惜しんではならない。

第二 国内で産する財貨で自然状態で利用できぬものは、国内において加工すべきである。製造の報酬 *Lohn von Fabricatur* は原料の価値を二倍ないし百倍にする。

第三 上の二規則を實行するためには人手が要る。だから人口に注目し、その数の多いことを望み、かれらを無為にすごさせず、力をつくして有利な職業 *nahrhafte Profession* につかせ、あらゆる発明・技術・手仕事を教えるべきであり、必要とあれば、その教師を外国から招くべきである。

第四 金・銀の移出は極力禁止、また退蔵する *in Kisten oder Kästen vergraben* ことをゆるさず、つねに流通界にとどまらしめるべきである。またすぐに破壊されるような工場に多く入れられてはならぬ。

第五 国民は力をつくして国産品で満足し、外国品はなるべく割愛すべきである。

第六 万一、外国品の購入が不可欠なばあいには、それをつくる外国人から直接に、金・銀を用いずに国内商品と交換に、求めるべきである。

第七 購入する必要がある外国品は原料として輸入し、加工は国内で行なうべきである。

第八 国内の過剰物資は加工品の形でしかも金・銀と引きかえに外国人に売り、またこの目的のために、「いわば消費」 *Consumption, so zu sagen* を世界の涯までさがし、またそれを促進するよう、日夜努力すべきである。

第九 国内で十分にまた可なりの品質において生産される物資は、重要な考慮を要するばあいのほかは、その輸入をゆるしてはならない。「この点については、外国人に同情も情けももつべきではない。友好国、同盟国、

または敵国も同じである。何となれば、わが国が弱くなり破滅することになるならば、友情などあったものではないからである。⁽⁸⁾」

この九つの国土経済の規則を一見して気のつく点は、国内物価についての考慮が全くはらわれていないということである。この点を明らかにしめしているのは、次の有名な一句である。「これ（外国人の輸入禁止）は、国産品の品質が悪くまた価値が高かろうとも、まちがってはいない。」何となれば、ある商品が外国に出てゆくばあいには一ターレルであり、国内にあるばあいにはそれが二ターレルもするというばあい、値段が高かろうとも国内にある方が、外国に出てゆくよりもよいのだ。事情のわきまえない人は、これをいかに奇妙なことと思うかも知れないが、そうなのだ。」 Dann besser wäre, es komme auch einem übel Berichteten so selbstam Vor, als er wolle, für eine Waare zwey Thaler geben, die im Lande bleiben, als nur einen, der aber hinaus gehet.⁽⁹⁾ ヘルニクは国内の物価高が国民の日常生活におよぼす影響については考えていない。この点で、イギリスの初期重商主義の文献であるヘイルズの『英國福祉論』との対照はあざやかであつて、そこでは、貴金屬の流出とともに、国内物価が国民の各階級に与えている影響にたいして非常にすどい注意を向けている。この対照は、百四十年ほどの時の経過があるにかかわらず、オーストリアでは、国富の富裕の中に国民の経済生活それ自身が考慮されていないで、人間は国家権力の行使のための手段にすぎないものと見なされていたことを物語っているだろう。

ヘルニクはこの九つの規則をかかげることで満足しているのではなく、そのおのおのについて詳しい説明をえているのであるが、それらについては、また別の機会に考える。かれはさらにそれらの政策の順序について、謙

虚な態度を守りながら、ひとつの主張をかいてゐる。それは政策の実施を第五規則からはじめるということであり、「国民が一時は、自国の財貨、自国の製品——はじめにはその品質がいかほど悪るからうとも、を愛好して、外国品を用いず、そのかわりに自国の金や銀を確保すること——このことをしなくてはならない」つまりこの経済改革案の眼目は鎖国にあるのだ。鎖国といえ、われわれは、この書から百二十年ほどあとで書かれた、フィヒテの『封鎖商業国家』の政策論を思いおこさざるをえないが、ヘルニクのこの書には、あたかもそれとほぼ同じ内容の思想が盛られているのを見て、一世紀の時の経過がドイツ人にはあまり作用を与えていないらしいのに、驚嘆するのである。フィヒテとヘルニクとのちがいを求めるならば、フィヒテがもつばら演繹的に、人間の自由の本質から説きおこして、国民の経済生活のあるべき姿を構想し、それを規準にして、現状の批判と政策の提出とおこなっているのに対し、ヘルニクの方は、(後に論ずるはずであるが)実証的な知識にもとづいて議論をすすめる、自分の議論が「子供にでもおのづと理解できる命題にもとづいている」のであって、「これを確信するために哲学はいらぬ」といって点があげられる。にもかかわらず、両者に共通な根本的な思想は、かれらが人間の意志を重んじ、政策遂行と改革実施とについて、当事者の意志に強く呼びかけようとすることである。ここにそれをしめす一句をヘルニクから出しておこう。

「もしもある国に、人間の必要と幸福とになくはならぬ物のすべてが、ないしそのもつとも大切なものや大部分のものが、十分に、また他の国々から独立して、授かっているとし、またその国の住民にはそれらの物を正しく用いるだけの自然的素質がそなわっているとするならば、富、潤沢および実力 Reichthum, Ueberfluß und Macht は、必ずや十分にあるにちがひなし。またそれらがなるとするならば、そのばあには、住民にその意志が欠けてゐるにきまつた(21)」

われわれはドイツ人の経済思想をつらぬいているともいえる、意志を重視する独特の考え方をここにみる事ができる。それは、わが国でいえば、作田莊一博士の「意志経済」の説に近いものといふことができよう。⁽¹³⁾

以上がヘルニクの主著の内容の概要である。その個々の部分の思想については、稿を改めて論ずる機会をもつてあらう。

(1) この書物の内容が抜粋されて英訳され、教材として収録されているのが、『初期経済思想』*Early Economic Thought Selections from Economic Literature prior to Adam Smith*, Harvard University Press, 1924 であり、その二二一ページから二四三ページにその抜粋を見ることができ。編者はハーヴァード大学の A. E. Monroe であった。この書物は一九五一年に第七刷が出版され、教科書として普及しているように思えるし、ヘルニクを手軽に読む手段としてこれ以外の書物をわたくしは知らないから、このテキストの抜粋はどうして行なわれているかをここに記録しておくことが、本書の全体をあやまりなく理解するためには、必要であるだろう。わたしの調べた結果をかいと以下のとおりである。英訳のテキストには簡単なノートがついていて、本文は六節にわかれている。第一節は原本の第九章の全訳、第二節は第二十一章の全訳、第三節は第二十二章の全訳、第四節は第二十三章の前半の部分、第五節は第二十四章の一部分、そして最後に、第六節は第二十七章の全訳である。読者の便宜にと考えて、上の章別の表題の中で英訳されている章の頭に○印をつけておいた。かぎられた紙幅に盛る必要があつたことを考慮すると、この抜粋はよくできていといわねばなるまい。しかしわれわれが企てるように、経済学の体系のワクの中にあてはめようとする、この抜粋では間に合わない。またテキストの前についているノートが簡単にすぎるほかに、あやまりを含んでいる。第一に姓のつづりが Hornick となつていること、生まれた年を一六三八年としていふこと、そして第三に、一六六一年に学位を得たとしていふことである。これらのみな、わたくしがよりどころにしたゲルシュテンベルクの論文によつて訂正されたものである。しかしこの訂正は一九三〇年に発表されたのだから、一九二三年に執筆されたこのノートの中で、昔の誤りが記されているのも無理はない。しかし一九三〇年以後の増刷のときに、訂正されないままに現在にいたつていふとすると、少し不注意だといわざるをえない。アメリカの教育界における経済思想的関係の関心の程度を物語るものといえようか。

最後に、この一七世紀のドイツ語でかかれた書物を正しく理解することは、語学の立場からみても、容易ではない。実をいえば、オーストリアの前期の官房学者の中からヘルニクをえらび出したのは、かれの主著が一番小さいという理由のほか、ドイツ語が一番よみやすいという理由があったのだ。けれども、そうであつてすら、筆者の理解力で以てしてはつかぬ個所が数おおく、時に困惑を感じるのである。その点からいっても、モンローの編集したアメリカ版の抜粋は、わたくしを助けてくれること、一通りではないのだが、わたくしの読解力のとどかぬ向う側に、ヘルニクの思想の流れが躍動しているのかもしれない。しかしその限界を心得ていながら、その限界の範囲の中で、わたくしは自分の力相応の試みをするのである。わたくしは、この限界を知っているので、以下の叙述においてヘルニクを引用するはあらには、時に原文をかき添えておきたいと思う。読者はわたくしの微意を汲んで、読むときの煩わしさをおゆるしいただきたいものである。

(c) 詩文への影響をいひおぼされる G. H. J. von Collin 及び Hoffmann の歌詞がある。前者は——

Oesterreich über alles, Wenn es nur will, / Ist immer Oesterreich über Alles! / Wehrmänner, ruft nur frohen Schalles : / Es will, es will! / Hoch Oesterreich! ——

後者は——

Deutschland über alles in der Welt. / Wenn es stets zu Schutz und Trutze / Brüderlich zusammenhält! ——

また、独立戦争にきたつて E. M. Arndt 等の句を採つたところ。——

Wir verdienen wahrlich das Hohngelächter aller Völker und die Hineinspielung der Plagen aller Kriege in unsere Grenzen, wenn wir das Kleine nicht in dem Grossen untergehen lassen wollen, wenn wir nicht unablässig nach der Einheit streben, wodurch wir allein unseren Feinden die Spitze bieten, und rufen können: Deutschland über alles, wenn es will!

(c) P. W. v. Hörnigk, Oesterreich über alles, wann es nur will usw. 1750. Kap. I. S. 2.

(4) *ibid.* kap. II. S. 4. 同様の表現が第九章の冒頭にもあつて、その部分は英語のナキスマ本にみられる (*Early Economic Thought*, p. 223)。そのほか、貨幣と財貨とが並列するものとり入れられて、両者の相互転換の思想は露されはつてゐる。

(c) Hörnigk, *ibid.* kap. I. S. 2.

(6) マルクスの古典的な表現の一つをしめしておくことは無駄ではあるまい。「近代ブルジョア社会の幼年期である一六世紀および一七世紀に、一般的な黄金欲が諸国民と諸侯とを海をわたる十字軍にかり立てて黄金の聖杯をおいもとめさせたように、近代世界の最初の通弁である重金主義——重商主義はただその一変種にすぎない——の創始者は、金銀すなわち貨幣を唯一の富であると、宣言した。このみとめられざる予言者たちは、ブルジョアの生産の初期の段階にふさわしく、交換価値の純粋な、手でつかむことのできるケンランたる形態を、すなわち、すべての特殊な商品に對立する一般的商品としてのその形態をしっかりとらえたのであった」(『経済学批判』、マル・エン選集、補卷三、一八四ページ。傍点は引用者のつけたもの)。一七世紀には、海をわたらない国民や諸侯もまた、黄金欲にかり立てられた。オーストリアの官房学者をみとめられざる予言者の中に入れて、かれらの考えの意義を、少しでも明らかにしてみたいものである。

(7) *ibid.* Kap. II, S. 5. ここにいう「小さい世界」というのが、ライブニッツのモナドと関係して生まれる思想であるかどうかは、後に考えるべき問題である。なおヘルニクが皇帝陛下を改革の主体に奉るまでに大きな期待をかけていた人物が、前記のシェーンボルンであったこと、この人がレーゲンスベルクの帝國議会の決議にしたがって改革に乗り出すはずであったが、この人の死とともた、この希望は灰と化したと、かかれている。(*ibid.* II, S. 4.)

(8) *ibid.* Kap. IX, SS. 28—33. The Early Economic Thought, pp. 223—5.

(9) Hörnigk, *ibid.* Kap. IX, S. 32.

(10) *ibid.* Kap. XXI, S. 91. The Early Economic Thought pp. 226—7.

(11) *ibid.* Kap. XIII, S. 50.

(12) *ibid.* Kap. VIII, S. 23. 同様の表現は Kap. XIII, S. 50. にもみられる。

(13) 作田莊一博士『自然経済と意志経済』(昭和六年)

(本稿は昭和三十六年度文部省科学研究費「機關研究」に属する研究の一部である。)

(一九六二・五・二五)

『その意欲にあらばオーストリアは万国を凌がん』(出口)

一八五 (一八五)